

資金決済法に基づく情報提供

- (1) 発行者の氏名、商号または名称
株式会社延田エンタープライズ
- (2) 利用可能金額または物品・サービスの提供数量
各券共通 1枚につき1回1名様限り
- (3) 使用期間又は期限
券面記載の有効期限まで。
- (4) 利用者からの苦情または相談を受ける窓口の所在地および連絡先

【延羽の湯羽曳野回数券に関する窓口の所在地および連絡先】

〒583-0845

大阪府羽曳野市広瀬186-3

天然温泉 延羽の湯 本店羽曳野

TEL：0729-50-1126

【延羽の湯鶴橋回数券に関する窓口の所在地および連絡先】

〒537-0023

大阪府大阪市東成区玉津3-13-41

天然温泉 延羽の湯 鶴橋

TEL：06-4259-1126

- (5) 使用することができる施設または場所の範囲

回数券名称	施設・場所
延羽の湯 本店羽曳野入浴券	天然温泉 延羽の湯 本店羽曳野
麦飯石サウナ 延羽の湯 本店羽曳野薬石汗蒸房券	
延羽の湯入浴券 (裏面に2店舗の案内があるもの)	天然温泉 延羽の湯 本店羽曳野 天然温泉 延羽の湯 鶴橋
延羽の湯 鶴橋入浴券	天然温泉 延羽の湯 鶴橋
麦飯石サウナ 延羽の湯 鶴橋薬石汗蒸房券	

(6) 利用上の必要な注意

- ・盗難、紛失、破損において責任を負いかねます。
- ・払戻し、換金は致しません。

(7) 利用者資金の保全に関する事項

当社では、利用者保護措置のため、当社が発行する金券のうち、資金決済法第14条第1項の規定に基づき基準日未使用残高（毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高）半額以上の発行保証金を法務局へ供託することが義務づけられている前払式支払手段については、金銭供託によって、資産保全を行っております。

また、万が一の場合、当該前払式支払手段を保有するお客様は、資金決済法第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金により、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

(8) 無権限取引が行われたことにより発生した損失の補償方針等

当社は、前払式支払手段の保有者の意思に反した、権限を有しない第三者の指図による前払式支払手段の利用により、前払式支払手段の保有者に生じた損失について、法令に基づき当社が責任を負う場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

以上